

令和 8 年 第 8 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 8 月 2 6 日

午後 2 時 0 0 分

箕面市役所本館 3 階委員会室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 8 回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第 1		会議録署名委員の指定
第 2		教育長報告
第 3	議案第 7 7 号	箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件
第 4	議案第 7 8 号	箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件
第 5	議案第 7 9 号	令和 7 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
第 6	議案第 8 0 号	箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）の件
第 7	報告第 9 0 号	箕面市教育委員会人事発令の件
第 8	報告第 9 1 号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
7	16	木	箕面市教育委員会活動の評価に伴う箕面市教育委員会委員との懇談会	本館3階委員会室	
			教育委員会協議	本館3階委員会室	
			令和8年第7回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
7	21	火	教育委員会協議	オンライン	
7	28	火	児童育成支援拠点事業(b&gみのお)視察	b&gみのお東	
7	31	金	令和8年度第2回市町村教育委員会研究協議会	三宮コンベンションセンター	
8	4	火	教育委員会協議	オンライン	
8	6	木	幼小接続(架け橋プログラム)研修会	箕面文化・交流センター南館2階大会議室	
8	18	火	教育委員会協議	オンライン	

2 教育長

項 目	内 容
教育行政の課題等	○ 令和8年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会 日時 令和8年7月24日(金) 午後2時30分～ 場所 ホテル アウィーナ大阪 ○ 大阪府・大阪市・堺市・豊能地区3市2町教育委員会と大阪教育大学との合同拡大連携協議会 日時 令和8年7月27日(月) 午後4時～6時 場所 ホテルプリムローズ大阪 議題 各教育委員会の採用状況と採用における課題について 意見交換 未来の教育に向けた具体的な協働の推進 —AI・ICT活用と多様な学びを支える大学・教育委員会のパートナーシップ— ○ 第11回関西教育ICT展 日時 令和8年7月30日(木) 午後1時30分～3時 場所 インテックス大阪 内容 (1)講演 特別パネルディスカッション 3都市教育長が語る「DXで創る教育の未来」 ・奈良市教育委員会教育長 垣見 弘明 ・鈴鹿市教育委員会教育長 廣田 隆延 ・箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 (2)ICT展会場視察 ○ 東大阪市教育委員会視察 日時 令和8年8月3日(月) 午前10時～12時 場所 東大阪市役所 ○ 大阪府都市教育長協議会 8月定例会 日時 令和8年8月14日(金) 午後3時～5時 場所 ホテル アウィーナ大阪 内容 (1)連絡事項 (2)令和9年度大阪府教育予算等に対する要望書(最終案)について (3)令和9年度文部科学省予算等に対する要望書(最終案)について

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
7	17	金	終業式	各小学校 各中学校 各小中一貫校	
			終業式	各幼稚園 各認定こども園	
			第1回箕面市支援教育充実検討委員会	オンライン 本館地下厚生室 別館6階会議室B	箕面市支援教育方針の進捗状況について 21人
7	30	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(新規ケース)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理 29人
8	5	水	園長会(幼稚園・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・2学期の行事等について 4人
			所長会(保育所・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・職員研修会について 4人
			園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・職員研修会について ・安全面の共有について 8人

議案第 7 7 号

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱を下記のとおり制定する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

光熱水費の高騰分を利用料金などのサービス価格に転嫁することが困難な保育所等の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において支援金を支給することについて必要な事項を定める本要綱の制定を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、光熱水費の高騰の影響を受けている保育所等の経済的負担を軽減するための箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保育所 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この条において「法」という。）第三十五条第四項の規定による認可を得た同法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

二 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

三 地域型保育事業所 法第三十四条の十五第二項の規定による認可を得て行われる家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う事業所をいう。

四 幼稚園 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項

の規定による大阪府知事の認可を得た学校法人の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）をいう。

（支給対象者）

第三条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 令和八年四月一日（以下「基準日」という。）において、本市に設置されている保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の設置者（ハに掲げる者を除く。）

ロ 基準日において、本市に設置されている幼稚園の設置者

ハ 基準日において、本市に設置されている令和八年一月二日以降に新たに設置された保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の設置者

二 同一の施設に係る支援金の支給の決定を受けていない者

（対象経費）

第四条 支援金の支給の対象経費は、第三条に規定する支給対象者が設置する施設（次条において「対象施設」という。）に供給される電気、ガス及び水道水の使用に係る料金とする。

（支援金の額）

第五条 支援金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第三条第一号イに該当する者 令和八年五月一日時点において対象施設に在籍する児童のうち箕面市内に在住している児童の数に一万八十円を乗じて得た額

二 第三条第一号ロ又はハに該当する者 前号に定める額と基準日における対象施設の定員に一千百二十五円を乗じて得た額の合計額

（支援金の支給の申請）

第六条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給申請書（様式第一号）を箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に教育長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（支援金の支給の決定等）

第七条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により支援金の支給の可否を決定したときは、その旨を箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給承認・不承認決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

3 教育長は、第一項の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（支援金の支給の決定の取消し等）

第八条 教育長は、支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が虚偽の申請を行ったと認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給決定（全部・一部）取消通知書（様式第三号）により支給決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第九条 教育長は、前条第一項の規定により支援金の支給の決定の全部又

は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期間を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

（検査等）

第十条 教育長は、支援金に係る予算を適正に執行するため、支援金の使途に疑義があると認めたときは、支給決定者に対してその使途に係る必要な書類の提出を求め、又はその使途について検査することができる。

（委任）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第六条の規定により支給の申請のあった支援金の支給等については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給申請書

令和 年 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

（申請者）所在地
法人名
施設名
代表者名

下記のとおり申請します。

記

施設名	
令和 8 年 5 月 1 日時点に在籍する 箕面市内に在住している児童数	
定員（認可定員） ※私学助成を受ける幼稚園及び令 和 8 年 1 月 2 日以降に新たに開設 した施設のみ記載すること	
申請額	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

箕面市教育委員会
教育長 氏 名

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰
対応支援金について、下記のとおり決定したので、箕面市保育所等光熱水費に係
る物価高騰対応支援金支給要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認

支給決定額	
-------	--

2 不承認

不承認の理由	
--------	--

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

箕面市教育委員会
教育長 氏 名

箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金
支給決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付けで支給を決定しました箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金について、下記のとおり支給の決定を取り消しましたので、箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容：

2 理由：

議案第 7 8 号

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱を下記のとおり制定する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

主食に係る食材費の高騰分を保護者から徴収する主食費に転嫁することが困難な市内民間保育所の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において支援金を支給することについて必要な事項を定める本要綱の制定を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、食材費の急激な高騰による影響を受けている保育所の経済的負担を軽減するための箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、保育所とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を得た同法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

(支給対象者)

第三条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 令和八年四月一日（以下「基準日」という。）において、本市に設置されている保育所の設置者

二 基準日において、二号認定児（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号に規定する満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とするものをいう。）が在籍している保育所の設置者

三 同一の施設に係る支援金の支給の決定を受けていない者

（対象経費）

第四条 支援金の支給の対象となる経費は、第三条に規定する支給対象者が設置する保育所（次条において「対象施設」という。）の主食費（給食費のうち、主食（米飯、パン類及び麺類）の提供に要する食材費をいう。）とする。

（支援金の額）

第五条 支援金の額は、令和八年五月一日時点において対象施設に在籍する児童のうち箕面市内に在住している二号認定児の数に三千九百六十円を乗じて得た額とする。

（支援金の支給の申請）

第六条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給申請書（様式第一号）を、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に教育長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（支援金の支給の決定等）

第七条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により支援金の支給の可否を決定したときは、その旨を箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給承認・不承認決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

3 教育長は、第一項の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（支援金の支給の決定の取消し等）

第八条 教育長は、支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」

という。)が虚偽の申請を行つたと認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給決定(全部・一部)取消通知書(様式第三号)により支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第九条 教育長は、前条第一項の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期間を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第十条 教育長は、支援金に係る予算を適正に執行するため、支援金の使途に疑義があると認めたときは、支給決定者に対してその使途に係る必要な書類の提出を求め、又はその使途について検査することができる。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第六条の規定により支給の申請のあった支援金の支給等については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給申請書

令和 年 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

（申請者）所在地
法人名
施設名
代表者名

下記のとおり申請します。

記

施設名	
令和 8 年 5 月 1 日時点に在籍する箕面市内在住の 2 号認定児童数	
申請額	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

箕面市教育委員会
教育長 氏 名

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金について、下記のとおり決定したので、箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認

支給決定額	
-------	--

2 不承認

不承認の理由	
--------	--

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

箕面市教育委員会
教育長 氏 名

箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金
支給決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付けで支給を決定しました箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金について、下記のとおり支給の決定を取り消しましたので、箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容：

2 理由：

議案第 79 号

令和 7 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

令和 7 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告を下記のとおり箕面市議会に報告する。

令和 8 年（2026 年）8 月 26 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別添のとおり

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 7 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関し、箕面市議会に報告するため、提案するものである。

議案第 80 号

箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算
(第 3 号) の件

箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算 (第 3 号) の
件について下記のとおり箕面市長に要請する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 26 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

(提案理由)

箕面市教育委員会の所管に係る各事務事業経費について見直した結果、補正予算
を編成する必要が生じたため、箕面市長に要請するものである。

令和 8 年第 3 回箕面市議会定例会提出案件

■令和 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）

【教育委員会事務局】

歳入

単位：千円

担当課	細節	補正額	内訳	
教育総合政策課	未来子ども基金繰入金	20,000	基金繰入金	20,000
歳入合計		20,000		

歳出

単位：千円

担当課	事業名	補正額	内訳	
教育総合政策課	未来子ども基金積立事業	11,096	未来子ども基金積立金	11,096
歳出合計		11,096		

【学校教育部】

歳出

単位：千円

担当課	事業名	補正額	内訳	
人権教育課	日本語指導支援事業（小中学校）	304	教材教具費	304
学校生活支援課	奨学資金給付基金積立事業	980	奨学資金給付基金積立金	980
放課後支援課	習い事・塾代等助成事業	20,000	委託料	20,000
歳出合計		21,284		

債務負担行為補正

単位：千円

担当課	事業名	期間	限度額	
			補正前	補正後
放課後支援課	習い事・塾代等助成事業	令和 8 年度から 令和 1 0 年度	—	160,000

【子ども未来部】

歳入

単位：千円

担当課	細節	補正額	内訳	
保育幼稚園利用課	保育対策総合支援事業費補助金	23,962	国庫補助金	23,962
子どもすこやか課	医療機関等物価高騰対策交付金	230	府交付金	230
歳入合計		24,192		

歳出

単位：千円

担当課	事業名	補正額	内訳	
保育幼稚園利用課	民間保育所整備費補助事業	26,957	補助金	26,957
歳出合計		26,957		

報告第90号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）8月26日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和8年7月11日付け、同月13日付け、同月23日付け、同年8月1日付け、同月5日付け及び同月25日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《分限休職》

- 1 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年（2026年）7月11日付け
- 2 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年（2026年）7月13日付け
- 3 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年（2026年）7月23日付け
- 4 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年（2026年）8月1日付け
- 5 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年（2026年）8月1日付け
- 6 対象者
理由 長期自主研修のため
発令日 令和8年（2026年）8月5日付け

《復職》

- 1 対象者
発令日 令和8年（2026年）7月23日付け

《退職》

- 1 対象者
理由 一身上の都合のため
発令日 令和8年（2026年）8月25日付け

報告第 9 1 号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和 8 年 7 月 1 6 日に開催された令和 8 年第 7 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和 3 1 年箕面市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 8 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 3 時 3 0 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階委員会室

1. 出席者	教 育 長	渡 部 清 花 君
	委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君
	委 員	荒 木 友 博 君
	委 員	桑 野 啓 子 君
	委 員	廣 田 遥 君

1. 付議案件説明者

教 育 委 員 会 事 務 局	
副 教 育 長	藪 本 正 博 君
学 校 教 育 部 長	金 城 忠 君
子 ど も 未 来 部 長	今 中 美 穂 君
学 校 教 育 部 副 長	三 島 新 平 君
子 ど も 未 来 部 副 長	山 田 睦 美 君
教 職 員 課 長	林 二 郎 君
青 少 年 育 成 課 長	福 田 浩 子 君
学 校 生 活 支 援 課 長	佐 佐 木 雅 子 君
こ ど も 園 推 進 課 長	長 與 恵 美 君
保 育 幼 稚 園 利 用 課 長	森 川 祥 充 君
教 育 総 合 政 策 課 長	渡 邊 弘 君

1. 出席事務局職員

教育総合政策課係長
教育総合政策課

東 裕 香 君
諸 井 翔 五 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則制定の件
- 日程第 4 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後 3 時 30 分開会)

○教育長（渡部清花君）：ただ今から、令和 8 年第 7 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（渡部清花君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（渡部清花君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、委員の皆さんにご出務いただいたものとして、7 月 3 日、社会を明るくする運動統一活動がありました。朝早くからそれぞれの担当地域に回っていただきありがとうございました。この活動自体は少年を守る日統一活動と年に 2 回ですが、あらためて大きく感じたのは地域の皆さまの日頃からの見守りのありがたさだと思います。雨の日も暑い日も毎日子どもたちの登校を見守ってくださる地域のかたがたがおられ、長年続けてくださっているかたの中には子どもたち一人一人の顔を覚えていらっしゃる、「今日は少し元気ないね」、「いつもより遅いね」、「どうしたの」という声をかけてくださるかたもおられます。朝の早い時間というのは先生もちろん勤務時間の前ですので、そういった地域の大人のかたがたに見守られながら、学校に向

かって、そして学校では先生がたが迎えてくれるという、そのように地域と学校が繋がりながら子どもたちの毎日を支えてくださっていることをあらためてありがたく感じました。次は、冬の寒い季節にあると思うので、どうぞよろしくをお願いいたします。また、6月25日には荒木委員に令和8年度第1回市町村教育委員会研究協議会にご出席いただきました。一言ご感想などいただけたらと思います。

○委員（荒木友博君）： 文科省主催の市町村教育委員会研究協議会に参加させていただきました。今回私が配置されたのが地域の部活動展開の部門で、全国の市町村の教育長や教育委員のかたと懇談させていただいたのですが、やはりどこの地域も抱えてる課題は一緒なんだなと感じました。具体的にいうと、教職員の兼職・兼業の件であったり、部活動のエンジョイ勢と本気でやる勢との組み分けの仕方というところとか、私も意見させてもらいましたが、箕面市は比較的制度も整ってきていますし、補助金もしっかりしているので、箕面市を参考にしたいと仰ってくれているところも結構ありました。私からの質問としては、いろいろな自治体が抱えている背景というのが、子どもが減少しているからどうしようというところの方が多くて、箕面市ではそれが当てはまらないところもあるとは言え、地域クラブ、部活動の質の確保というところで参考にするべきところがあったので、引き続き事務局とともにそういった意見を交わしながら強固にしていきたいと思います。平日開催ができるようになってからの問題もいろいろあると思いますけれども、そういったところも含めて教育的価値を高めていければというように感じました。

○教育長（渡部清花君）： 今まさに部活と地域クラブがちょうど併存している状況ということではあると思うのですが、子どもたちのアンケートの結果だったりとか、これから移行していく中で、特に1年生がどのように部活から地域クラブに選択肢として広がった中で選べる状態に、またその情報が手元に届く状態を作っていくことも求められるなと思っております。教育長に就任してから100日となりました。あっという間の100日だったなと感じています。この間できるだけ園や学校や関連施設に足を運びつつ、各事業について理解を深めてまいりました。皆様の支えもあり、事業そのものについては背景や構造を含めて理解が深まってきた一方で、それらを支える組織については、まだまだ知るべきことも多いなと感じています。そこで、この7月には全ての課長の皆さんと1on1の時間をいただいたり、教育委員会という組織についてのそれぞれの立場や経験から見えていることや課題意識などを率直に聞かせていただきました。その中であらためて感じているのは、子どもたちの学びや育ちを支えているのは施策や制度だけではなくて、それを担う一人一人の職員であり、職員の皆さんを支えてくださっている教育委員の皆さんの存在であったり、まさにその地域の皆さんの存在であったり、組織そのものでありそこに関わる人その

ものだということです。そのため、現場をさらに支えていくためにもまだ見えてないこともたくさんありますので、引き続き皆さんのお話を伺いながら、ここからさらに良い組織のあり方ということもセットで考えていけたらと思っております。明日は学校は終業式であり、夏休みに入る園もあります。非常に暑い日が続いておりますので、各学校・園と連携しながら熱中症対策をはじめ、子どもたちの安全を引き続き第一に取り組んでいけたらと思います。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（渡部清花君）： まず、日程第3、議案第70号「箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部教職員課長に求めます。

○学校教育部教職員課長： 本件は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号に基づき、箕面市立学校に勤務する府費負担教職員及び授業支援員の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるため、規則の制定を提案するものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第70号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第4、議案第71号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部こども園推進課長に求めます。

○子ども未来部こども園推進課長： 本件は、箕面市立とよかわみなみ幼稚園が箕面市立東保育所と再編統合し、令和10年4月に幼保連携型認定こども園であるとよかわこども園に移行することに伴い、令和9年度に入園するとよかわみなみ幼稚園の4歳児の定員を調整する必要があるため一部改正を提案するものです。主な内容ですが、まず定員にかかる規定の改正について、とよかわみなみ幼稚園に令和9年度に入園する4歳児は、令和10年度のとよかわこども園開園時に5歳児としてとよかわこども園に引き継ぐことになります。とよかわこども園の幼稚園コースの4歳児受入定員が15人、5歳児の受入定員が20人の予定のため、移行時に受入可能なように令和9年度の入園募集に向けて、とよかわみなみ幼稚園の4歳児定員を15人に変更するものです。また、そのほか定員超過の場合の入園決定方法に関する規定の改正があります。これまで、定員超過の場合、抽選にて入園決定を行うこととされていましたが、公立幼稚園は集団保育・教育の場を保障する役割を担っていることから、支援を必要とする子どもを含めた全ての入園希望者を受け入れできる体制を整えるため、

定員超過の場合は、抽選以外の方法でも入園決定を行えるように規則改正するものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 71 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に日程第 5、議案第 72 号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校生活支援課長に求めます。

○学校教育部学校生活支援課長： 本件は、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助のうち、学校病の治療に要する経費に係る手続を整理するとともに、緊急その他やむを得ない理由により、医療券の交付を受けずに診療機関を受診し、自己負担分を支払ったときは、保護者に支払うことができる旨を規定するため、箕面市就学援助費給付要綱の一部改正をご提案するものです。主な内容についてですが、就学援助は、受給の認定を受けた保護者に対する金銭又は現物の給付により行う旨が箕面市就学援助規則第 7 条に規定されていることから、診療機関に給付するように読める現要綱第 10 条第 1 項の規定を削除し、同条第 2 項で規定されている、医療券の交付を受けた上で診療を受けるという原則を第 1 項で規定することとしました。ただし、緊急の受診などやむを得ない理由により医療券の交付を受けずに受診した場合は、いったん保護者に自己負担分を支払ってもらい、後から保護者に支払うことができるよう、同条第 3 項で例外規定を設けることとしました。その他文言調整のため、所要の改正を行っています。また、施行日は訓令の日としています。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 72 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 6、議案第 73 号「箕面市立青少年教養の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。

○教育長（渡部清花君）： 議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部青少年育成課長に求めます

○学校教育部青少年育成課長　：　本件は、市内学校園所に係る交付金について、代理受領を可能とするため、要綱の改正を提案するものです。主な改正内容は、市内学校園所が、青少年教学の森野外活動センターを利用する際、利用料金、貸出備品の使用料金及びキャンセル料が全て交付金の交付対象となりますが、利用当日、学校園所はセンターへの支払いのため、利用料金などの全額を用意する必要がありました。そこで、学校園所が立替払いをせずに、市からセンターへ直接交付金を支払うことができる代理受領を可能とするため、改正するものです。

○教育長（渡部清花君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）　：　それでは、議案第 73 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）　：　異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）　：　次に、日程第 7、議案第 74 号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」、日程第 8、議案第 75 号「箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件」は関連案件ですので一括して審議することとしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）　：　異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。

○教育長（渡部清花君）　：　議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長　：　本件は、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の改正に伴い、関係規程を整備するため、要綱の改正を提案するものです。具体的には、子ども・子育て支援交付金交付要綱のうち、延長保育事業、一時預かり事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、改正により補助基準額が増額となったことから、本市で定める各要綱においても各事業の補助基準額が国の要綱と同額になるように改めます。各補助金の改正後の金額につきましては、議案をご参照願います。

○教育長（渡部清花君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）　：　それでは議案第 74 号及び議案第 75 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）　：　異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可

決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第9、議案第76号「箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。

○教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長：本件は、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、関係規程を整備するため、要綱の改正をご提案するものです。具体的には、本市が認可外保育施設を利用する多子世帯に対して実施している補助金について、補助基準額の根拠としている子ども・子育て支援法施行令が改正されることから、本市の補助額も同額となるよう改めます。補助金の改正後の金額につきましては、議案をご参照願います。なお、改正要綱の施行日は、改正施行令の施行日と同日の令和8年10月1日としています。

○教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）：それでは、議案第76号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第10、報告第88号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、異動の発令について令和8年7月1日付けで1件、分限休職の発令について、かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い、同年6月1日付けで1件、同月19日付けで1件、同月27日付けで1件、復職の発令について、同年7月1日付けで1件、退職の発令について、同年6月30日付けで1件行ったものです。

○教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（飯田ひとみ君）：分限休職の2番と3番が同じかたのように見えるのですが、これは何か意図があるのでしょうか。

○教育委員会事務局教育総合政策課長：同じかたなのですが、診断書の期間がそれぞれ異なるため、処分日がそれぞれ2回に分かれております。

○教育長（渡部清花君）：それでは報告第88号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に日程第11、報告第89号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、去る令和8年6月18日に開催された令和8年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。ご承認くださるようお願いいたします。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第89号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等がありますでしょうか。
- 教育長（渡部清花君）：オルタナの森の交付金の受領方法について、立替払いがなくなるということで、より使ってもらえるといいなと思いつつ、暑いので、夏になかなか行くことが難しいとは思いますが、せっかくこんなに近くに豊かな自然があるので、なるべく園や学校にたくさん使っていただけたらと思います。皆さんの周りでも、ぜひご活用くださいというようにお伝えいただければ嬉しいなと思います。
- 教育長（渡部清花君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（渡部清花君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告2件は、全て議了いたしました。
- 教育長（渡部清花君）：これをもちまして、令和8年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後3時55分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）